公　告　第　77　号
令 和 8 年 11 月 9 日

公　　告

分任契約担当官
陸上自衛隊宇都宮駐屯地
第３３４会計隊長　今野　誠

下記のとおり、一般競争入札を実施するので関係事項承知の上参加されたい。

記

1　競争入札に付する事項

件　　名	規　　格	工　　期	工　事　場　所	工　事　概　要
屋外給水管補修工事	仕様書のとおり	令和9年3月26日まで	陸上自衛隊宇都宮駐屯地	用途(建築一式)

2　入札参加資格

(1)　予算決算及び会計令第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。なお未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2)　防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(3)　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(4)　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

(5)　情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。

(6)　防衛省における令和07・08年度建設工事に係る資格審査結果通知を受けた者のうち、以下に示すいずれかの等級以上であること。

工事種別	等　級
建築一式	D
管	C
水道施設	C

3　契約条項を示す場所

(1)　陸上自衛隊宇都宮駐屯地　第３３４会計隊事務室

(2)　東部方面会計隊ホームページ（https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/index.html）

※　右記のＱＲコードよりアクセス可能

4　入札説明会及び入札日時・場所

(1)　入札説明会

実施しない。

(2)　入札日時・場所

ア　日時：令和8年11月20日（金）　10時0分

イ　場所：陸上自衛隊宇都宮駐屯地　会計隊入札室

5　保証金等に関する事項

(1)　入札保証金：免除とする。ただし落札者が契約を締結しない場合、入札金額に消費税相当額を加算した額の5/100 に相当する金額以上を違約金として徴収する。

(2)　契約保証金：免除とする。ただし落札者が契約を履行しない場合、契約金額の 10/100 に相当する金額以上を違約金として徴収する。

(3)　遅延賠償：遅延部分１日につき、契約金額の 1/1000 に相当する金額以上を徴収する。

6　入札の無効

(1)　第２項で示した入札参加資格のない者のした入札

(2)　入札に関する条件に違反した入札

(3)　入札金額が明瞭でない入札

(4)　入札者の氏名が判別しがたい入札

(5)　電報、電話、ＦＡＸによる入札

(6)　郵便入札の場合、期限までに到着しなかった入札

(7)　暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に違反する事態が生じた場合

7　落札決定方法

(1)　総額により決定する。

(2)　入札金額は消費税抜き価格とし、当隊所定の予定価格の範囲内で最低入札者を落札者とする。
(3)　落札者となるべき最低入札者が２人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
(4)　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。
(5)　入札書に記載された金額に１０％に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、各入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額（消費税抜きの金額）で記載すること。（その金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て。）

８　契約書等の作成
(1)　落札者は落札決定後、契約書を建設工事に係る標準契約書の様式により遅滞なく作成し提出すること。
(2)　契約書に適用する条項
　ア　建設工事に係る標準契約書
　イ　談合等の不正行為に関する特約条項
　ウ　暴力団排除に関する特約条項

９　前金払
　実施しない。

10　その他
(1)　各種提出期限等は下表のとおりとするので細部は各号を参照されたい。

種　別	提出時期等
下見積書・市場価格調査書・〆切	入札日3日前の午前12:00まで
郵便入札（初度）・〆切	令和8年11月19日（木）　17時00分
入札日	令和8年11月20日（金）　10時0分
郵便入札（再度）・〆切	令和8年11月24日（火）　12時00分
再度入札日	令和8年11月24日（火）　15時00分

(2)　第２項(5)に示す資格審査結果通知書（写）は、入札開始までに提出すること。（ＦＡＸ・電子メール可）
(3)　下見積書及び市場価格調査書は入札日2前の午前12:00までまでに提出すること。（ＦＡＸ・電子メール可）
(4)　施工材料、据付品等について同等品での入札を希望する場合は、同等品判定依頼書（様式任意）を提出し、開札までに承認を受けたもののみを同等品と認定する。なお、必要に応じてカタログの写し、仕様書等を添付するものとする。
(5)　入札書が代表者の代理の時は、入札時に委任状を提出すること。（様式任意）
(6)　本件の入札においては郵便入札を可とする。
　初度入札において郵便により参加する場合は、令和8年11月19日（木）17時00分までを期限とし、入札書をを内封筒に入れ、内封筒に会社名・入札日時・件名及び入札書在中と朱書きにより明記して郵送し、発送者の責により到着の確認をすること。
(7)　初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。
　ア　日　時：　令和8年11月24日（火）　15時00分
　イ　場　所：陸上自衛隊宇都宮駐屯地　会計隊入札室
(8)　再度入札において郵便により参加する場合は、令和8年11月24日（火）12時00分までを期限とし、入札書をを内封筒に入れ、内封筒に会社名・入札日時・件名及び入札書在中と朱書きにより明記して郵送し、発送者の責により到着の確認をすること。
(9)　入札及び契約心得を承知の上参加すること。
(10)　入札書には工事費内訳明細書を添付すること。ただし、開札後直ちに行う再度入札に係る工事費内訳明細書は後日郵送等により提出することを可とする。
(11)　入札書送付先及び本記載事項に関する問い合わせ
　住　所：〒３２１－０１４５
　　栃木県宇都宮市茂原１－５－４５
　　陸上自衛隊宇都宮駐屯地
　　第３３４会計隊　契約班　担当　　佐藤　　行
　連絡先：第３３４会計隊　契約班　担当　　佐藤
　TEL　028-653-1551(内線353)
　FAX　028-653-1556(直通)
　メール：334fin-ea@inet.gsdf.mod.go.jp
(12)　仕様書等に関する問い合わせ
　連絡先：陸上自衛隊宇都宮駐屯地　業務隊管理科　担当　青戸
　TEL　028-653-1551(内線370)

※内封筒記載例

321-0145
栃木県宇都宮市茂原1-5-45
陸上自衛隊宇都宮駐屯地
第334会計隊　契約班　行

株式会社●●工務店
7.8.1　10:00　入札
件名「●●工事」
入札書在中

令和８年１１月　９　日

屋外給水管補修工事

件　　名	屋外給水管補修工事	仕様書番号	７６
種　　別	表　　紙	図面番号	１／４
作成部隊	陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊管理科		

仕　様　書

１　件　　名
　屋外給水管補修工事

２　場　　所
　栃木県宇都宮市茂原１－５－４５　陸上自衛隊宇都宮駐屯地

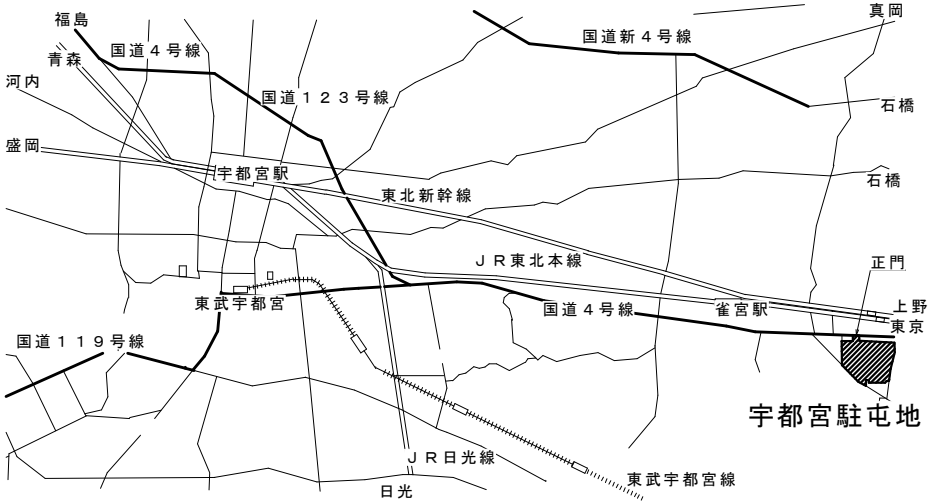
３　概　　要
(1)　屋外埋設給水管（６５Ａ）の補修　　約１８ｍ
(2)　配管工事に伴う付帯工事　　1式

４　一般事項
(1)　本作業は本仕様書による他、国土交通省大臣官房庁営繕部監修公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）によるほか、関係規則に基づくものとする。
(2)　本仕様書及び図面に疑義が生じた場合は、監督官と協議を行いその指示に従うものとする。
(3)　現場の収まり等により、軽微な変更の必要性が生じた場合は、監督職員と調整しその指示に従うものとする。ただし、請負金額、納期等の変更は行わないものとする。
(4)　作業実施に関して、隊員及び部外者に傷害等を与えた場合、または施設等に汚損与えた場合は受注者の責任において復旧及び保障するものとする。
(5)　使用材料は仮設材を除きすべて新品とし、官側の検査を受け合格したものを使用するものとする。
(6)　請負業者は現場代理人等を指定し、関係法令に基づき現場の管理を行い防災に努めること。危険性のある場所には危険表示等の処置を行うものとする。
(7)　作業現場及び許可された場所以外への無断立入等は厳禁とする。
(8)　作業写真は、各役務の作業前・作業中・作業後、使用材料及び作業後隠蔽になる箇所、その他監督職員の指示する箇所を撮影し、整理の上１部提出するものとする。
(9)　本作業に必要な申請及び提出書類は官側の示す規格様式で作成し提出するものとする。
(10)　撤去品が発生した場合、金属類発生材は、関係書類提出後監督職員が指示する場所に搬入するものとし、その他は全て廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理するものとする。また、処理の結果は書面（産業廃棄物管理票等）にて提出するものとする。
(11)　工事完了後は、作業現場の後片付け及び清掃を行うものとする。
(12)　本工事に必要な電気、水等は請負業者の負担とする。

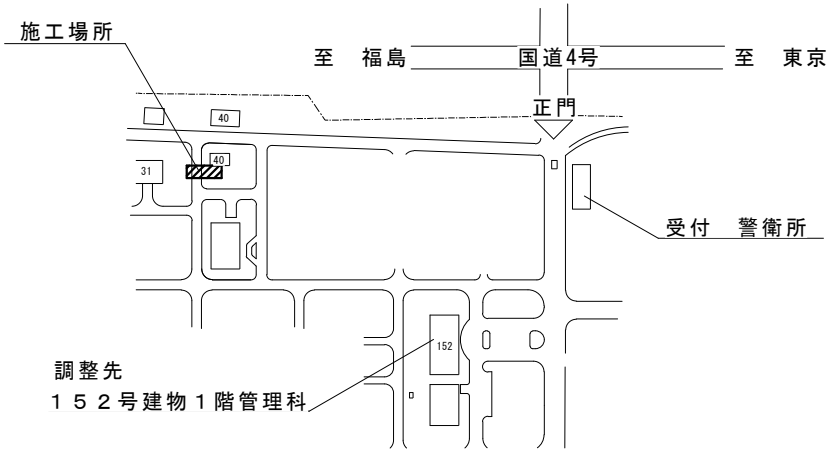
５　特記事項
(1)　配管工事
　ｱ　配管材料　　設備標準仕様書2.1.2.5給水用により、水道用硬質塩化ﾋﾞﾆﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管(SGP-VDφ65mm)を継ぎ手共使用する
　ｲ　管の接合　　設備標準仕様書2.5.1(一般事項)及び2.5.2.2(ねじ接合)とし、既設配管との接続部はﾒｶﾆｶﾙｼﾞｮｲﾝﾄ等使用し堅固に取り付ける。接合材については標準仕様書2.2.28による。
　ｳ　既設配管　既存給水管及び指示された仕切弁、量水器（函共）は撤去する。
　ｴ　配管施工　設備標準仕様書2.4.1(一般事項)及び2.4.7(給水配管)による。
　ｵ　埋設配管　標準仕様書2.7.1(一般事項)、2.7.2(埋設深さ)により埋設深さは土被り600mmとする。
　ｶ　配管試験　設備標準仕様書2.9.3(給水及び給湯配管配管)による。
(2)　その他工事
　ｱ　地業工事　設備標準仕様書4.3.1による。
　ｲ　掘削土は現場周辺に集積する。
　ｳ　施工に伴い障害となる植え込み等は、撤去処分する。
(3)　補修作業日については、令和８年１２月２３日（木）から２７日（日）までの間を基準とする。それ以外の間で補修を行う場合は、官側と別途調整するものとする。

６　完成検査
(1)　工事完成後、現場代理人は監督官立会の上、検査官の完成検査を受ける
(2)　検査時に不具合が発見された場合は、検査官の指示に従い請負業者は速やかに手直しを実施し、再検査を受けるものとする。

件　　名	屋外給水管補修工事	図面番号	２／４
種　　別	仕様書・特記仕様書	縮　　尺	Ｎｏｎ
作成部隊	陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊管理科		

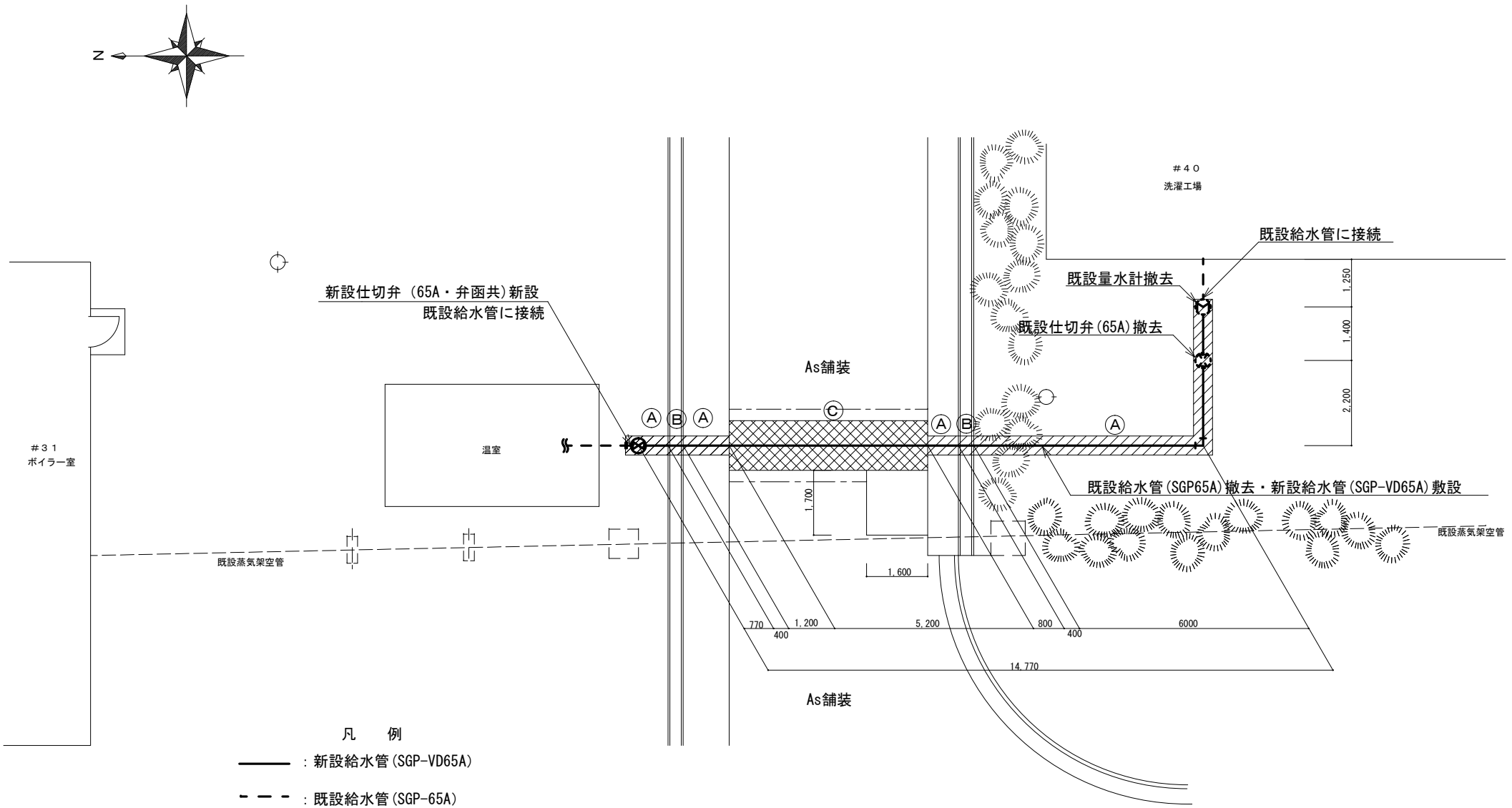


案内図　Ｓ＝１：Ｎｏｎ



配置図　Ｓ＝１：Ｎｏｎ

件　　名	屋外給水管補修工事	図面番号	３／４
種　　別	案　内　図　・　配　置　図	縮　　尺	Ｎｏｎ
作成部隊	陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊管理科		



凡　例

——— ：新設給水管(SGP-VD65A)

- - - ：既設給水管(SGP-65A)

：植栽

Ⓐ ：現状土部（掘削幅500）

Ⓑ ：現状Ｕ型側溝部（横断幅400）

Ⓒ ：現状掘削済部（幅1200）

埋設配管配置図　S＝1/100

件　名	屋外給水管補修工事	縮　尺	図　示
図面名	配置図・詳細図	図面番号	４／４
陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊管理科			